

家庭用温水暖房契約 (選択約款)

2026年 5月 1日

湯河原瓦斯株式会社

目 次

1. 適 用		1
2. 選択約款の変更		1
3. 用語の定義		1
4. 適用条件		1
5. 契約の締結		1
6. 使用量の算定		2
7. 料 金		2
8. 単位料金の調整		3
9. 契約の変更又は解消		4
10. 設置確認について		4
11. その他		4
付則		5
(別表)		5
1. 早収料金の算定方法		5
2. 料金表		6

1. 適 用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、当社の定める所定の様式によりお申し込みいただき、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、当社のガス小売供給約款(都市ガス)(以下「小売約款」といいます。)とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、小売約款の変更等に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、小売約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が小売約款のみを変更する場合は、小売約款の規定によります。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は次のとおりといたします。

- (1) 「ガス温水床暖房(以下「床暖房」といいます。)」・・・エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により、床面下に設置した配管に温水を供給して暖房を行う機器をいいます。なお、温風暖房は含まれません。
- (2) 「専用住宅」・・・居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「冬期」・・・12月検針分から4月検針分までをいいます。
- (4) 「その他期」・・・5月検針分から11月検針分までをいいます。
- (5) 「消費税等相当額」・・・消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」・・・消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (7) 「単位料金」・・・8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

専用住宅で床暖房を使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に申し込むことが出来ます。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾の上、当社が定める申込方法により、当社に使用を申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に関する契約は、当社が4に基づくお客さまの適用条件を確認した上で、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、契約成立の日から料金の適用開始日が属する月の翌月を起

算月として12ヶ月目の月の定例検針日までいたします。

- ② 当社と他の約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌日を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日までいたします。
- ③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みが無い場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款および他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約または解約日と同時に一般ガス供給約款に定める契約(以下、「一般契約」といいます。)を締結されたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

ただし、解約または一般契約への変更が設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更または改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社(導管部門を含みます。)と他のガス契約(すでに消滅しているものも含みます。)に基づく料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます。)を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増したものの(以下「遅収料金」といいます。)を消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。

なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、料金算定期間の末日が冬期に属する場合には、別表の冬期料金表を適用して早収料金または遅収料金を算定いたします。また、料金算定期間の末日がその他期に属する場合には、一般契約の料金をその他期料金として、別表の料金表を適用して早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、初回定例検針日までの期間については、一般契約の料金表に基づき料金を算定いたします。

ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第2の各料金表の各基準単位 料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

78,640円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1の(3)に定められた各3ヵ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.982$$

$$+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0195$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びLPG平均価格は、当社に揭示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 契約の変更または解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

10. 設置確認について

- (1) 当社は、床暖房が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。
万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用いたします。
- (2) 床暖房を取り外すなど4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

11. そ の 他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2026年 5月 1日から実施いたします。

(別 表)

1. 早收料金の算定方法

- (1) 早收料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年8月から前年10月までの平均原料価格に基づき算定した 調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する 料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年9月から前年11月までの平均 原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年10月から前年12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した 調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した 調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収 料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した 調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収 料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した 調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収 料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した 調整単位料金を適用いたします。

2. 料 金 表

冬 期 料 金 表(消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3, 520. 00円
------------------	-------------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	171. 82円
------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

その他 期 料 金 表

(1)適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから17立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が17立方メートルを超え、60立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が60立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が100立方メートルを超え、300立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が300立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2)料金表A(消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1, 294. 70円
------------------	-------------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	269. 07円
------------	----------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3)料金表B(消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2, 040. 28円
------------------	-------------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	225. 20円
------------	----------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C(消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2, 142. 80円
------------------	-------------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	223. 48円
------------	----------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表D(消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2, 782. 49円
------------------	-------------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	217. 08円
------------	----------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(6) 料金表E(消費税等相当額を含みます)

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4, 688. 20円
------------------	-------------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	210. 72円
------------	----------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。